

【TANOC レンタカー ご利用時の保険補償制度について】

当社では、万一の事故に備え、下記の内容で自動車保険に加入しております。但し、事故発生時は、損害内容に関わらず警察および当社へご連絡ください。所定の手続きが行われない場合、補償制度は適用されません。

補 償 項 目	補 償 限 度 額	詳 細	免 責(自己負担額)		
対人補償	無制限	1 名 限度額	な し		
対物補償	無制限	1 事故 限度額	小・中型	増トン	大型・特殊
			1 事故 10 万円	1 事故 20 万円	1 事故 30 万円
人身傷害補償	5000万円	1 名 限度額	な し		
車両補償	車両時価額		小・中型	増トン	大型・特殊
			1 事故 10 万円	1 事故 20 万円	1 事故 30 万円

※車両補償は事故発生時点での車両時価額が上限となります。免責額は非課税です。

【CDW(免責補償制度)】

レンタカー契約者(法人の場合は、その役員及び従業員)が運転中に事故を起こし、警察の事故証明が取得できる場合、当社貸渡約款に基づき、お客様のご負担となる対物免責額、車両免責額(自己負担額)が補償されます。(別途ご加入が必要になります。)

【NOC(ノンオペレーションチャージ料)】

事故・盗難・故障・汚損等により車両の修理や清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額を損害程度や修理の所要時間にかかわらず申し受けます。
(NOCは上記保険補償制度とは異なりますのでご注意ください。)

車両状態	小型・中型	大型・特殊・増トン
自走可能(店舗に返却された場合)	50,000 円(非課税)	100,000 円(非課税)
自走不可能(店舗に返却されなかった場合)	100,000 円(非課税)	200,000 円(非課税)

※大型・特殊・増トン車については NOC・CDW補償制度ご加入対象外となります。

〈車両補償の対象となる主な事故〉

衝突・接触・墜落・転覆・落下物・火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮等、その他偶発的な事故による損害。

〈車両補償の対象外となる主なケース〉 (詳細は貸渡約款に基づきます。)

- 無免許運転・酒気帯び運転をされた場合。ご利用者が故意に車を破損した場合。
- 詐欺・横領にあたる行為とみなされた場合。ご契約に違反されている場合。(貸渡約款をご参照ください。)
- 地震・噴火・津波による損害。
- 車が航空機、船舶、陸送等によって輸送されている間の損害。
- 各種テスト・競技への使用、又は他車のけん引・後押しに使用した場合。
- 車両の汚損等による清掃費。通常使用による摩耗・経年劣化。
- ラジコン、リモコン、ガッチャ、輪止、スタンバイコード、タイヤチェーン、敷板などの装備品の破損や紛失。
- タイヤの単独損害。(他の部分と同時に被った損害と火災、盗難の損害を除く。)
- クレーン等の資格を有していない方のクレーン操作における事故。
- 故障・事故、いかなる場合において荷物・積載物の損害。
- ご使用方法に起因する損害(エンジン・クラッチ等損傷焼損、付着物、臭気)・故障損害・操作ミス(スイッチ押し忘れ等)や運転の仕方による損害。
- 使用・管理上の落ち度があった場合。求められる操作上の対応を怠ったことに起因する損傷。
- アウトリガーを用いなかったことによるクレーン車の転倒など、講ずべき安全措置を講じなかったことや、稼働すべき安全装置を稼働されなかった事による事故。

☐ 事故等で車両に損害が発生した場合、免責補償(CDW)未加入のお客様には当社規定の免責額、また NOC

(ノンオペレーションチャージ)が発生した場合は所定の金額を、それぞれ一括にてお支払いいただきます。

年 月 日

ご署名